

空き家改修や家財撤去に補助します

空き家改修

費用の1/2 上限30万円

対象者：空き家バンク登録物件の買主



補助要件

- ・ 交付申請日が、契約日から1年以内
- ・ 市外から転入して3年以上居住見込みである
- ・ 過去に改修費補助を受けていない
- ・ 市税を滞納していない
- ・ 施工業者は市内に本社・本店のある法人または市内に住所のある個人事業者である
- ・ 改修費用が10万円以上
- ・ 2月末までに工事を完了できる

補助対象工事

- ・ 空き家の機能・性能の維持、向上のために行う修繕、改良、設備の更新等を行う工事

家財撤去

費用の1/2 上限10万円

対象者：空き家バンク登録物件の所有者または買主



出典：経済産業省ウェブサイト

補助要件

- ・ 交付申請日が、契約日から6か月以内
- ・ 空き家バンク登録物件の買主が、市外から転入して3年以上居住する見込みである
- ・ 過去に家財撤去の補助を受けていない
- ・ 市税を滞納していない

補助対象経費

- ・ 柳井市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する家財等の処分経費
- ・ 自らが家財等を処分する運搬車両賃貸料とごみ処理手数料
- ・ 1年以上継続して営んでいる清掃業者へ依頼する屋内及び屋外清掃に要する経費

★事前の申請が必要です！

※事業実施後の申請はできません。

詳しくは下記まで事前にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

山口県柳井市役所地域づくり推進課 0820-22-2111 内線 461